

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要
1	4	8	5	<p>本市は、瀬戸内海（周防灘）、関門海峡、響灘及び日本海に面している地形等の影響もあり、全般に比較的温暖であるが、風が強く降水量がやや少ない瀬戸内海に面した地域と、風が弱く降水量がやや多い内陸部及び、日本海に面した地域に区分される。</p> <p>瀬戸内海に面した地域では、年平均気温は16.7℃、年降水量は1684.3mm、年日照時間は1880.5時間、年平均風速は3.2m/s、最多風向は東である。8月の最高気温の平均は30.9℃、1月と2月の最低気温の平均はそれぞれ4.5℃、4.6℃である。夏は地形の影響等により東～東南東の風が卓越し、冬は東寄りの風を中心に強い西北西～北西の季節風が吹くことがある。8月と10月は晴天の日が多く、12月から2月にかけては曇天の日が多い。月降水量は6月274.3mm、7月287.1mmと多く、11月から2月にかけては、約60mm～80mmと少ない。</p> <p>(注)上記の値は下関地方気象台の平均値(統計期間1981年～2010年)である。ただし、年平均風向の統計期間は1990年～2010年である。</p> <p>内陸部の地域は、周囲を標高600m程度の山々に囲まれている。年平均気温は14.0℃、年降水量は1921.4mm、年日照時間は1736.0時間、年平均風速は1.9m/sである。8月の最高気温の平均は30.6℃、1月と2月の最低気温の平均はそれぞれ-1.4℃、-1.1℃である。夏は地形の影響等により南南東の風が卓越し、冬は強い北～北西の季節風が吹く。8月と10月は晴天の日が多く、12月から2月にかけては曇天の日が多い。月降水量は6月299.3mm、7月338.0mmと多く、10月から2月にかけては、約73mm～91mmと少ない。</p> <p>(注)上記の値は豊田地域気象観測所の平均値(統計期間1981年～2010年)である。ただし、日照時間は1988年～2010年である。</p> <p>日本海に面した地域では、年平均気温は15.6℃、年降水量は1778.8mm、年日照時間は1705.2時間、年平均風速は2.4m/sである。8月の最高気温の平均は31.2℃、1月と2月の最低気温の平均はそれぞれ1.6℃、1.8℃である。夏は地形の影響等により東北東の風が卓越し、冬は強い西北西の季節風が吹く。8月と10月は晴天の日が多く、12月から2月にかけては曇天の日が多い。月降水量は6月252.7mm、7月275.1mmと多く、10月から2月にかけては、約70mm～104mmと少ない。</p> <p>(注)上記の値は油谷地域気象観測所の平均値(統計期間1981年～2010年)である。ただし、日照時間は1988年～2010年である。</p>	<p>本市は、瀬戸内海（周防灘）、関門海峡、響灘及び日本海に面している地形等の影響もあり、全般に比較的温暖であるが、風が強く降水量がやや少ない瀬戸内海に面した地域と、風が弱く降水量がやや多い内陸部及び、日本海に面した地域に区分される。</p> <p>瀬戸内海に面した地域では、年平均気温は17.0℃、年降水量は1712.3mm、年日照時間は1875.9時間、年平均風速は3.1m/s、最多風向は東である。8月の最高気温の平均は31.3℃、1月と2月の最低気温の平均はそれぞれ4.8℃、4.9℃である。夏は地形の影響等により東～東南東の風が卓越し、冬は東風が吹く。8月と10月は晴天の日が多く、12月から2月にかけては曇天の日が多い。月降水量は6月253.6mm、7月309.4mmと多く、10月から2月にかけては約69mm～84mmと少ない。</p> <p>(注)上記の値は下関地方気象台の平均値(統計期間1991年～2020年)である。</p> <p>内陸部の地域は、周囲を標高600m程度の山々に囲まれている。年平均気温は14.3℃、年降水量は1899.1mm、年日照時間は1791.3時間、年平均風速は1.9m/sである。8月の最高気温の平均は30.7℃、1月と2月の最低気温の平均はそれぞれ-1.1℃、-0.8℃である。夏は地形の影響等により南南東の風が卓越し、冬は強い北西の季節風が吹く。8月と10月は晴天の日が多く、12月から2月にかけては曇天の日が多い。月降水量は6月272.5mm、7月342.8mmと多く、10月から2月にかけては、約83mm～93mmと少ない。</p> <p>(注)上記の値は豊田地域気象観測所の平均値(統計期間1991年～2020年)である。</p> <p>日本海に面した地域では、年平均気温は15.9℃、年降水量は1790.8mm、年日照時間は1723.8時間、年平均風速は2.6m/sである。8月の最高気温の平均は31.3℃、1月と2月の最低気温の平均はそれぞれ1.8℃、2.0℃である。夏は地形の影響等により東北東及び西南西の風が卓越し、冬は強い西北西及び東北東の季節風が吹く。8月と10月は晴天の日が多く、12月から2月にかけては曇天の日が多い。月降水量は6月222.5mm、7月279.7mmと多く、10月から2月にかけては、約84mm～107mmと少ない。</p> <p>(注)上記の値は油谷地域気象観測所の平均値(統計期間1991年～2020年)である。</p>	<p>防災危機管理課</p>	<p>下関市地域防災計画の改訂（令和4年2月改訂）に準じた表記に修正</p>

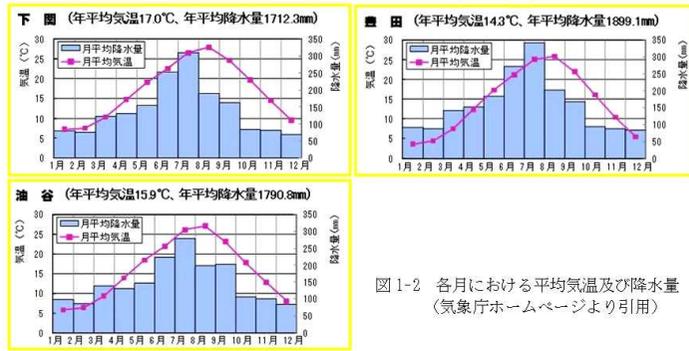
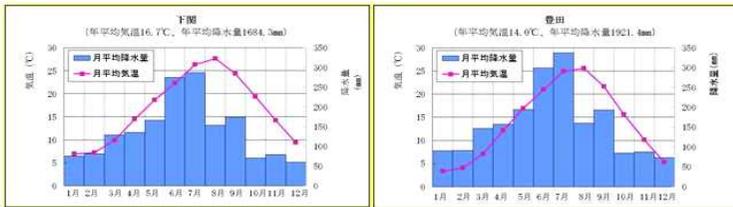
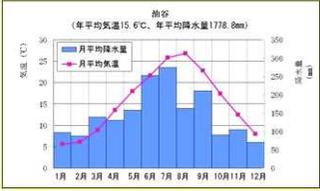
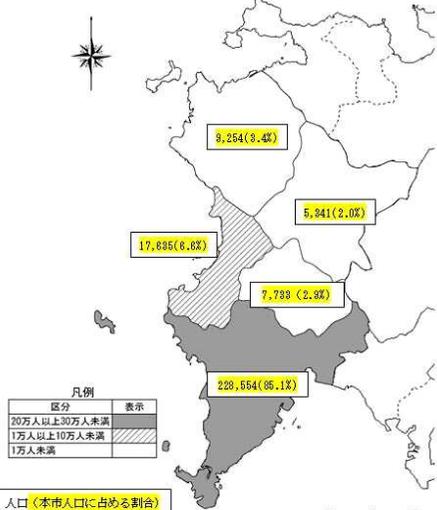
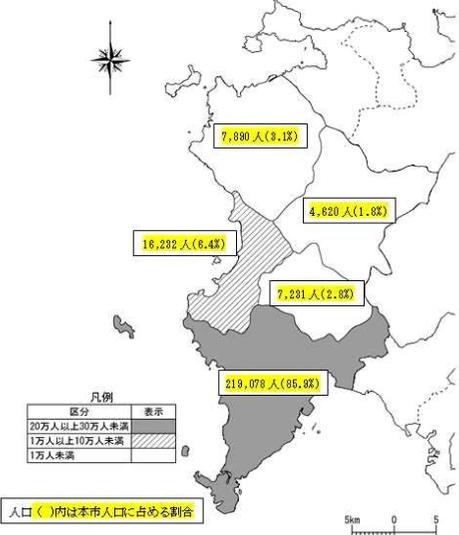


図1-2 各月における平均気温及び降水量 (気象庁ホームページより引用)

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要
1	4	9	1	<p>旧（現行）</p>  <p>図1-2 各月における平均気温及び降水量 (気象庁ホームページより引用)</p> <p>(3) 人口分布 本市の人口は平成27年10月1日現在（平成27年国勢調査確定値）で、288,517人、また人口密度は375.1人/km<sup>2</sup>となっている。 人口を地区別にみると、旧下関地区で228,554人、全市人口の85.1%を占める。菊川地区、豊田地区、豊浦地区、豊北地区の総面積は本市全体の68.7%であるが、人口は本市全体の14.9%となっている。 地区別の人口密度は、旧下関地区で1,019.8人/km<sup>2</sup>と最も多く、次いで豊浦地区の232.6人/km<sup>2</sup>、菊川地区の92.3人/km<sup>2</sup>、豊北地区の54.9人/km<sup>2</sup>、豊田地区の32.7人/km<sup>2</sup>となっている。</p>  <p>図1-3 本市の人口分布図</p>	<p>新（変更案）</p> <p>(3) 人口分布 本市の人口は令和2年10月1日現在（令和2年国勢調査確定値）で、255,051人、また人口密度は356.2人/km<sup>2</sup>となっている。 人口を地区別にみると、旧下関地区で219,078人、全市人口の85.9%を占める。菊川地区、豊田地区、豊浦地区、豊北地区の総面積は本市全体の68.8%であるが、人口は本市全体の14.1%となっている。 地区別の人口密度は、旧下関地区で975.7人/km<sup>2</sup>と最も多く、次いで豊浦地区の214.1人/km<sup>2</sup>、菊川地区の86.3人/km<sup>2</sup>、豊北地区の46.8人/km<sup>2</sup>、豊田地区の28.3人/km<sup>2</sup>となっている。</p>  <p>図1-3 本市の人口分布図</p>	防災危機管理課	令和2年国勢調査確定値の発表に伴う改正 語句の修正

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

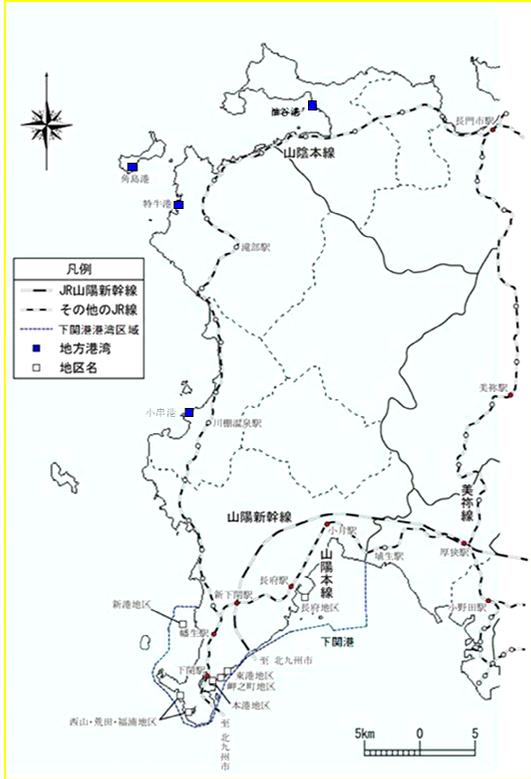
下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部 局・課所	変更概要
1	4	10	表中			防災危機 管理課	令和2年国勢調査 確定値の発表に伴 う改正 語句の修正

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部 局・課所	変更概要
1	4	12	6	<p>港湾は、国際拠点港湾下関港があり、下関港は本港地区、東港地区、長府地区、<b>岬之町地区</b>、<b>西山・荒田・福浦地区</b>及び現在整備を進めている新港地区に区分される。</p> <p>また、県の地方港湾には角島港、特牛港、油谷港、小串港がある。</p> 	<p>港湾は、国際拠点港湾下関港があり、下関港は本港地区、<b>岬之町地区</b>、東港地区、長府地区、<b>西山地区</b>、<b>荒田地区</b>、<b>福浦地区</b>及び現在整備を進めている新港地区（<b>長州出島</b>）に区分される。</p> <p>また、県の地方港湾には角島港、特牛港、油谷港、小串港がある。</p> 	防災危機 管理課	語句及び表記の修 正



下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要
1	4	14	11	<p>本市は三方が海にひらけ、離島が散在しており、現在、葦井島及び六連島の二つの有人離島がある。離島人口は、葦井島 87人、六連島 87人である。面積は、葦井島 2.35km<sup>2</sup>、六連島 0.69km<sup>2</sup>である。本土からの距離は、葦井島 14.0km、六連島 6.0kmである。</p>  <p>葦井島 人口 87人 本土との距離 14.0km</p> <p>六連島 人口 87人 本土との距離 6.0km</p> <p>図 1-7 本市における有人離島の位置</p>	<p>本市は三方が海にひらけ、離島が散在しており、現在、葦井島及び六連島の二つの有人離島がある。離島人口は、葦井島 88人、六連島 88人である。面積は、葦井島 2.32km<sup>2</sup>、六連島 0.69km<sup>2</sup>である。本土からの距離は、葦井島 14.0km、六連島 6.0kmである。</p>  <p>葦井島 人口 88人 本土との距離 14.0km</p> <p>六連島 人口 88人 本土との距離 6.0km</p> <p>図 1-7 本市における有人離島の位置</p>	防災危機管理課	山口県国民保護計画の変更（令和3年10月）に伴う数値の修正

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要																																																						
1	4	15	表1-2	<p>表 1-2 有人離島の諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">島名</th> <th rowspan="2">人口 (人)</th> <th rowspan="2">面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th rowspan="2">本土との距離 (km)</th> <th rowspan="2">港</th> <th colspan="3">離島航路</th> </tr> <tr> <th>所要時間 (分)</th> <th>総トン数 (t)</th> <th>旅客定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壘井島</td> <td>86</td> <td>2.35</td> <td>14.0</td> <td>壘井島漁港</td> <td>40</td> <td>49</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>六連島</td> <td>87</td> <td>0.69</td> <td>6.0</td> <td>六連島漁港</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	島名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	本土との距離 (km)	港	離島航路			所要時間 (分)	総トン数 (t)	旅客定員 (人)	壘井島	86	2.35	14.0	壘井島漁港	40	49	80	六連島	87	0.69	6.0	六連島漁港	20	19	80	<p>表 1-2 有人離島の諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">島名</th> <th rowspan="2">人口 (人)</th> <th rowspan="2">面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th rowspan="2">本土との距離 (km)</th> <th rowspan="2">港</th> <th colspan="3">離島航路</th> </tr> <tr> <th>所要時間 (分)</th> <th>総トン数 (t)</th> <th>旅客定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壘井島</td> <td>88</td> <td>2.32</td> <td>14.0</td> <td>壘井島漁港</td> <td>40</td> <td>49</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>六連島</td> <td>86</td> <td>0.69</td> <td>6.0</td> <td>六連島漁港</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	島名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	本土との距離 (km)	港	離島航路			所要時間 (分)	総トン数 (t)	旅客定員 (人)	壘井島	88	2.32	14.0	壘井島漁港	40	49	80	六連島	86	0.69	6.0	六連島漁港	20	19	80	防災危機管理課	山口県国民保護計画の変更（令和3年10月）に伴う数値の修正
島名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	本土との距離 (km)	港						離島航路																																																			
					所要時間 (分)	総トン数 (t)	旅客定員 (人)																																																						
壘井島	86	2.35	14.0	壘井島漁港	40	49	80																																																						
六連島	87	0.69	6.0	六連島漁港	20	19	80																																																						
島名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	本土との距離 (km)	港	離島航路																																																								
					所要時間 (分)	総トン数 (t)	旅客定員 (人)																																																						
壘井島	88	2.32	14.0	壘井島漁港	40	49	80																																																						
六連島	86	0.69	6.0	六連島漁港	20	19	80																																																						
1	4	16	3	<p>本市には、関門海峡北部の福岡県境に位置する六連島に「石油コンビナート等特別防災区域」（石油コンビナート等災害防止法）が存在する。平成16年4月1日現在の区域面積は50,000㎡、石油の貯蔵・取扱・処理量は289,000kLである。</p> <p>表 1-4 石油コンビナートの諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地区名</th> <th rowspan="3">区域面積 (㎡)</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th rowspan="3">総数</th> <th colspan="3">特定事業所数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">石油 (kL)</th> <th rowspan="2">高圧ガス m<sup>3</sup></th> <th colspan="2">第1種事業所</th> <th rowspan="2">第2種事業所</th> </tr> <tr> <th>レイアウト</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六連島地区</td> <td>50,000</td> <td>289,000</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>H16.4.1 現在</p>	地区名	区域面積 (㎡)	貯蔵・取扱・処理量		総数	特定事業所数			石油 (kL)	高圧ガス m <sup>3</sup>	第1種事業所		第2種事業所	レイアウト	その他	六連島地区	50,000	289,000	0	1	0	1	0	<p>本市には、関門海峡北部の福岡県境に位置する六連島に「石油コンビナート等特別防災区域」（石油コンビナート等災害防止法）が存在する。令和4年1月1日現在の区域面積は50,000㎡、石油の貯蔵・取扱・処理量は289,000kLである。</p> <p>表 1-4 石油コンビナートの諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地区名</th> <th rowspan="3">区域面積 (㎡)</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th rowspan="3">総数</th> <th colspan="3">特定事業所数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">石油 (kL)</th> <th rowspan="2">高圧ガス m<sup>3</sup></th> <th colspan="2">第1種事業所</th> <th rowspan="2">第2種事業所</th> </tr> <tr> <th>レイアウト</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六連島地区</td> <td>50,000</td> <td>289,000</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>引用：山口県ホームページ 山口県の石油コンビナート(R4.1.1 現在)</p>	地区名	区域面積 (㎡)	貯蔵・取扱・処理量		総数	特定事業所数			石油 (kL)	高圧ガス m <sup>3</sup>	第1種事業所		第2種事業所	レイアウト	その他	六連島地区	50,000	289,000	0	1	0	1	0	防災危機管理課	山口県ホームページ「山口県の石油コンビナート」の改訂（令和4年1月）に伴う修正								
地区名	区域面積 (㎡)	貯蔵・取扱・処理量		総数			特定事業所数																																																						
		石油 (kL)	高圧ガス m <sup>3</sup>				第1種事業所			第2種事業所																																																			
					レイアウト	その他																																																							
六連島地区	50,000	289,000	0	1	0	1	0																																																						
地区名	区域面積 (㎡)	貯蔵・取扱・処理量		総数	特定事業所数																																																								
		石油 (kL)	高圧ガス m <sup>3</sup>		第1種事業所		第2種事業所																																																						
					レイアウト	その他																																																							
六連島地区	50,000	289,000	0	1	0	1	0																																																						

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要																																																								
1	4	17	2	<p>本市の全人口に占める高齢者（85歳以上）の割合は32.8%となっている。山口県下で見ると32.1%であり、下関市の高齢者割合が、若干高い傾向を示している。</p> <p>地区別にみると、旧下関地区の高齢者人口は71,545人、その割合は31.3%であり、山口県の割合とほぼ同様である。菊川地区2,827人（34.0%）、豊田地区2,324人（43.5%）、豊浦地区6,978人（39.6%）、豊北地区4,599人（49.7%）である。特に豊田地区、豊北地区は、旧下関地区と比較すると、12.2～18.4%高い。</p> <p>※人口：平成27年10月1日現在（平成27年国勢調査確定値）</p> <p>表1-5 地区別人口及び高齢化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>地区別人口</th> <th>85歳以上計</th> <th>地区別高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧下関</td> <td>228,554</td> <td>71,545</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>菊川</td> <td>7,733</td> <td>2,827</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td>豊田</td> <td>5,341</td> <td>2,324</td> <td>43.5%</td> </tr> <tr> <td>豊浦</td> <td>17,835</td> <td>6,978</td> <td>39.6%</td> </tr> <tr> <td>豊北</td> <td>9,254</td> <td>4,599</td> <td>49.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>283,517</td> <td>88,073</td> <td>32.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>各地域の人口に占める高齢者の割合</p> <p>図1-10 本市における高齢者の割合</p>	地区別	地区別人口	85歳以上計	地区別高齢化率	旧下関	228,554	71,545	31.3%	菊川	7,733	2,827	34.0%	豊田	5,341	2,324	43.5%	豊浦	17,835	6,978	39.6%	豊北	9,254	4,599	49.7%	合計	283,517	88,073	32.8%	<p>本市の全人口に占める高齢者（85歳以上）の割合は35.4%となっている。山口県下で見ると34.6%であり、下関市の高齢者割合が、若干高い傾向を示している。</p> <p>地区別にみると、旧下関地区の高齢者人口は73,661人、その割合は33.6%であり、唯一県の割合を下回っている。それ以外は、菊川地区2,851人（39.4%）、豊田地区2,290人（49.6%）、豊浦地区7,150人（44.0%）、豊北地区4,374人（55.4%）である。特に豊田地区、豊北地区は、旧下関地区と比較すると、10.4～21.8%高い。</p> <p>※人口：令和2年10月1日現在（令和2年国勢調査確定値）</p> <p>表1-5 地区別人口及び高齢化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>地区別人口</th> <th>85歳以上計</th> <th>地区別高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧下関</td> <td>219,078</td> <td>73,661</td> <td>33.6%</td> </tr> <tr> <td>菊川</td> <td>7,231</td> <td>2,851</td> <td>39.4%</td> </tr> <tr> <td>豊田</td> <td>4,820</td> <td>2,290</td> <td>49.6%</td> </tr> <tr> <td>豊浦</td> <td>16,232</td> <td>7,150</td> <td>44.0%</td> </tr> <tr> <td>豊北</td> <td>7,890</td> <td>4,374</td> <td>55.4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>255,051</td> <td>90,326</td> <td>35.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>各地域の人口に占める高齢者の割合</p> <p>図1-10 本市における高齢者の割合</p>	地区別	地区別人口	85歳以上計	地区別高齢化率	旧下関	219,078	73,661	33.6%	菊川	7,231	2,851	39.4%	豊田	4,820	2,290	49.6%	豊浦	16,232	7,150	44.0%	豊北	7,890	4,374	55.4%	合計	255,051	90,326	35.4%	防災危機管理課	令和2年国勢調査確定値の発表に伴う改正
地区別	地区別人口	85歳以上計	地区別高齢化率																																																												
旧下関	228,554	71,545	31.3%																																																												
菊川	7,733	2,827	34.0%																																																												
豊田	5,341	2,324	43.5%																																																												
豊浦	17,835	6,978	39.6%																																																												
豊北	9,254	4,599	49.7%																																																												
合計	283,517	88,073	32.8%																																																												
地区別	地区別人口	85歳以上計	地区別高齢化率																																																												
旧下関	219,078	73,661	33.6%																																																												
菊川	7,231	2,851	39.4%																																																												
豊田	4,820	2,290	49.6%																																																												
豊浦	16,232	7,150	44.0%																																																												
豊北	7,890	4,374	55.4%																																																												
合計	255,051	90,326	35.4%																																																												

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更 下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要																										
1	4	18	6	<p>本市は、北、西、南の三方が海に面している。海岸線を有する地区は旧下関地区、豊浦地区、豊北地区の3地区で、その海岸線は約194kmに及び、全国でも屈指の長さを有している。</p> <p>彦島、角島は、かつて有人離島であったが、現在は本土に架橋され、陸続きとなっている。彦島は人口26,635人、本土とは彦島大橋等3橋で繋がっている。角島は人口726人、本土とは1,780mの角島大橋で繋がっている。</p> <p>※人口：平成27年国勢調査確定値より</p>	<p>本市は、北、西、南の三方が海に面している。海岸線を有する地区は旧下関地区、豊浦地区、豊北地区の3地区で、その海岸線は約194kmに及び、全国でも屈指の長さを有している。</p> <p>彦島、角島は、かつて有人離島であったが、現在は本土に架橋され、陸続きとなっている。彦島は人口23,765人、本土とは彦島大橋等3橋で繋がっている。角島は人口650人、本土とは1,780mの角島大橋で繋がっている。</p> <p>※人口：令和2年国勢調査確定値より</p>	防災危機管理課	令和2年国勢調査確定値の発表に伴う改正																										
2	1	29	表中	<p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>救済内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関する事。 (法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関する事。 (法第8条、175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関する事。 (法第6条、175条)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	救済内容	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	不服申立てに関する事。 (法第8条、175条)		訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		<p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>救済内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関する事。 (法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関する事。 (法第8条、第175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	救済内容	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	不服申立てに関する事。 (法第8条、第175条)		訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)		防災危機管理課	語句の修正
項目	救済内容																																
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)																																
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)																																
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)																																
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)																																
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)																																
不服申立てに関する事。 (法第8条、175条)																																	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)																																	
項目	救済内容																																
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)																																
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)																																
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)																																
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)																																
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)																																
不服申立てに関する事。 (法第8条、第175条)																																	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)																																	
2	1	38	17	<p>【国民保護ポータルサイト】 : <a href="http://www.kokuminhogo.go.jp/">http://www.kokuminhogo.go.jp/</a>                      【総務省消防庁ホームページ】 : <a href="https://www.fdma.go.jp/">https://www.fdma.go.jp/</a></p>	<p>【国民保護ポータルサイト】 : <a href="https://www.kokuminhogo.go.jp/">https://www.kokuminhogo.go.jp/</a>                      【総務省消防庁ホームページ】 : <a href="https://www.fdma.go.jp/">https://www.fdma.go.jp/</a></p>	防災危機管理課	内閣官房Webサイトのアドレス更新に伴う修正																										

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要
3	1	48	16	<p>市緊急事態連絡室は次の者をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室長：市長（事故等があるときは、副市長が代理）</li> <li>・室員：副市長、防災危機管理監、総合政策部長、総務部長、市民部長、建設部長、各総合支所長、消防局長、その他市長が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員</li> </ul> <p>・事務局：防災危機管理課</p> <p>図 3-1 市緊急事態連絡室の構成</p>	<p>市緊急事態連絡室は次の者をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室長：市長（事故等があるときは、副市長が代理）</li> <li>・室員：副市長、防災危機管理監、総合政策部長、総務部長、市民部長、建設部長、各総合支所長、消防局長、その他市長が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員</li> </ul> <p>・事務局：防災危機管理課</p> <p>図 3-1 市緊急事態連絡室の構成</p>	防災危機管理課	語句の修正

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更 下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要
3	2	52	表中	<p>旧（現行）</p> <p>本部総括部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎総括班(防災危機管理課)、対策班(防災危機管理課)、情報通信班(防災危機管理課)、庶務班(防災危機管理課)</li> </ul> <p>本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎企画班(企画課、エリアビジョン推進室)、秘書広報班(秘書課、広報戦略課)、国際班(国際課)、情報政策班(情報政策課)、東京連絡班(東京事務所)</li> <li>◎総務班(総務課)、職員班(行政管理課、職員課)、管財班(管財課)、契約班(契約課)</li> <li>◎財政班(財政課)、税務班(納税課、市民税課、資産税課)</li> <li>◎市民班(まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課、市民相談所)、人権・男女共同参画班(人権・男女共同参画課)、各支所班(12支所)</li> <li>◎福祉班(福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、障害者支援課、介護保険課)、災害時要援護者支援班(福祉政策課)、保険年金班(保険年金課)</li> <li>◎子ども班(子育て政策課、幼児保育課、子ども家庭支援課)</li> <li>◎保健対策班(保健医療政策課、地域医療課、生活衛生課、試験検査課、健康推進課、動物愛護管理センター、豊田中央病院)</li> <li>◎環境班(環境政策課、廃棄物対策課)、清掃班(クリーン推進課、環境施設課)</li> <li>◎産業振興班(産業振興課)、産業立地・就業支援班(産業立地・就業支援課)</li> <li>◎農業振興班(農業振興課)、水産振興班(水産振興課)、農林水産整備班(農林水産整備課)、市場流通班(市場流通課)</li> <li>◎観光班(観光政策課、観光施設課)、園芸班(園芸センター)、スポーツ振興班(スポーツ振興課)、文化振興班(文化振興課)</li> <li>◎土木班(道路河川建設課、道路河川管理課)、住宅政策班(住宅政策課)、公共建築班(公共建築課、公共施設整備支援室)</li> <li>◎都市計画班(都市計画課)、交通対策班(交通対策課)、市街地開発班(市街地開発課)、公園班(公園緑地課)、建築指導班(建築指導課)</li> </ul> <p>防災危機管理監 総務部 長 財政部 長 市民部 長 福祉部 長 子ども未来部 長 環境部 長 産業振興部 長 農林水産振興部 長 観光スポーツ文化部長 建設部 長 都市整備部 長 港湾局長 ポータル事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 教育 長 上下水道事業管理者 市議会事務局長 消防局長</p> <p>このほか部・局・室の次長を含む。</p> <p>現地对策本部 現地調整所</p>	<p>新（変更案）</p> <p>本部総括部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎総括班(防災危機管理課)、対策班(防災危機管理課)、情報通信班(防災危機管理課)、庶務班(防災危機管理課)</li> </ul> <p>本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎企画班(企画課、エリアビジョン推進室)、秘書広報班(秘書課、広報戦略課)、国際班(国際課)、情報政策班(情報政策課)、東京連絡班(東京事務所)</li> <li>◎総務班(総務課)、職員班(職員課)、資産班(資産経営課)、契約班(契約課)</li> <li>◎財政班(財政課)、税務班(納税課、市民税課、資産税課)</li> <li>◎市民班(まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)、人権・男女共同参画班(人権・男女共同参画課)、各支所班(12支所)</li> <li>◎福祉班(福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、障害者支援課、介護保険課)、災害時要援護者支援班(福祉政策課)、保険年金班(保険年金課)</li> <li>◎子ども班(子育て政策課、幼児保育課、子ども家庭支援課)</li> <li>◎保健対策班(保健医療政策課、地域医療課、生活衛生課、試験検査課、健康推進課、動物愛護管理センター、豊田中央病院)</li> <li>◎環境班(環境政策課、廃棄物対策課)、清掃班(クリーン推進課、環境施設課)</li> <li>◎産業振興班(産業振興課)、産業立地・就業支援班(産業立地・就業支援課)</li> <li>◎農業振興班(農業振興課)、水産振興班(水産振興課)、農林水産整備班(農林水産整備課)、市場流通班(市場流通課)</li> <li>◎観光班(観光政策課、観光施設課)、スポーツ振興班(スポーツ振興課)、文化振興班(文化振興課)</li> <li>◎土木班(道路河川建設課、道路河川管理課)、住宅政策班(住宅政策課)、公共建築班(公共建築課)</li> <li>◎都市計画班(都市計画課)、交通対策班(交通対策課)、市街地開発班(市街地開発課)、公園班(公園緑地課)、建築指導班(建築指導課)</li> </ul> <p>防災危機管理監 総務部 長 財政部 長 市民部 長 福祉部 長 子ども未来部 長 環境部 長 産業振興部 長 農林水産振興部 長 観光スポーツ文化部長 建設部 長 都市整備部 長 港湾局長 ポータル事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 教育 長 上下水道事業管理者 市議会事務局長 消防局長</p> <p>教育局次長を除く各部局の次長・各総合支所次長・防災危機管理課長及び出納室長</p> <p>現地对策本部 現地調整所</p>	<p>総務局、市民部、観光スポーツ文化部長、建設部、教育委員会教育部</p>	<p>下関市地域防災計画の改訂（令和4年2月改訂）に準じた表記に修正 下関市行政組織規則の改正に準じた表記に修正</p>

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更 下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧 (現行)	新 (変更案)	関係部局・課所	変更概要																		
3	2	55	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部 長 総務部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎総務班 (総務課)</li> <li>職員班 (行政管理課、職員課)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 参集人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事。</li> <li>2 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>3 本部総括部の協力応援に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置従事職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>2 被害職員の調整及び救護に関する事。</li> <li>3 労務者の雇い上げに関する事。</li> <li>4 広域応援、派遣職員等の受け入れに関する事。</li> <li>5 職員の非常勤員・被災地市町村への派遣に関する事。</li> <li>6 国民保護措置従事員への給食の確保・配給に関する事。</li> <li>7 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部 長 総務部長		総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎総務班 (総務課)</li> <li>職員班 (行政管理課、職員課)</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 参集人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事。</li> <li>2 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>3 本部総括部の協力応援に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置従事職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>2 被害職員の調整及び救護に関する事。</li> <li>3 労務者の雇い上げに関する事。</li> <li>4 広域応援、派遣職員等の受け入れに関する事。</li> <li>5 職員の非常勤員・被災地市町村への派遣に関する事。</li> <li>6 国民保護措置従事員への給食の確保・配給に関する事。</li> <li>7 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部 長 総務部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎総務班 (総務課)</li> <li>職員班 (職員課)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 参集人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事。</li> <li>2 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>3 本部総括部の協力応援に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置従事職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>2 被害職員の調整及び救護に関する事。</li> <li>3 労務者の雇い上げに関する事。</li> <li>4 広域応援、派遣職員等の受け入れに関する事。</li> <li>5 職員の非常勤員・被災地市町村への派遣に関する事。</li> <li>6 国民保護措置従事員への給食の確保・配給に関する事。</li> <li>7 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部 長 総務部長		総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎総務班 (総務課)</li> <li>職員班 (職員課)</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 参集人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事。</li> <li>2 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>3 本部総括部の協力応援に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置従事職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>2 被害職員の調整及び救護に関する事。</li> <li>3 労務者の雇い上げに関する事。</li> <li>4 広域応援、派遣職員等の受け入れに関する事。</li> <li>5 職員の非常勤員・被災地市町村への派遣に関する事。</li> <li>6 国民保護措置従事員への給食の確保・配給に関する事。</li> <li>7 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	総務部	下関市行政組織規則の改正に準じた表記に修正		
部 長 総務部長																									
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎総務班 (総務課)</li> <li>職員班 (行政管理課、職員課)</li> </ul>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 参集人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事。</li> <li>2 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>3 本部総括部の協力応援に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置従事職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>2 被害職員の調整及び救護に関する事。</li> <li>3 労務者の雇い上げに関する事。</li> <li>4 広域応援、派遣職員等の受け入れに関する事。</li> <li>5 職員の非常勤員・被災地市町村への派遣に関する事。</li> <li>6 国民保護措置従事員への給食の確保・配給に関する事。</li> <li>7 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								
部 長 総務部長																									
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎総務班 (総務課)</li> <li>職員班 (職員課)</li> </ul>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 参集人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事。</li> <li>2 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>3 本部総括部の協力応援に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置従事職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>2 被害職員の調整及び救護に関する事。</li> <li>3 労務者の雇い上げに関する事。</li> <li>4 広域応援、派遣職員等の受け入れに関する事。</li> <li>5 職員の非常勤員・被災地市町村への派遣に関する事。</li> <li>6 国民保護措置従事員への給食の確保・配給に関する事。</li> <li>7 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								
3	2	56	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (担当課所)</th> <th>班 の 所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>管財班 (管財課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関する事。</li> <li>2 市庁舎内の通信全体の統括に関する事。</li> <li>3 国民保護措置関係機関との通信手段の確保に関する事。</li> <li>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関する事。</li> <li>5 庁舎の管理に関する事。</li> <li>6 庁舎電話及び庁舎放送に関する事。</li> <li>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 市有財産の被害対策に関する事。</li> <li>9 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>契約班 (契約課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関する事。</li> <li>2 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (担当課所)	班 の 所 掌 事 務	総務部	管財班 (管財課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関する事。</li> <li>2 市庁舎内の通信全体の統括に関する事。</li> <li>3 国民保護措置関係機関との通信手段の確保に関する事。</li> <li>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関する事。</li> <li>5 庁舎の管理に関する事。</li> <li>6 庁舎電話及び庁舎放送に関する事。</li> <li>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 市有財産の被害対策に関する事。</li> <li>9 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>		契約班 (契約課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関する事。</li> <li>2 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (担当課所)</th> <th>班 の 所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>資産班 (資産経営課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関する事。</li> <li>2 市庁舎内の通信全体の統括に関する事。</li> <li>3 国民保護措置関係機関との通信手段の確保に関する事。</li> <li>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関する事。</li> <li>5 庁舎の管理に関する事。</li> <li>6 庁舎電話及び庁舎放送に関する事。</li> <li>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 市有財産の被害対策に関する事。</li> <li>9 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>契約班 (契約課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関する事。</li> <li>2 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (担当課所)	班 の 所 掌 事 務	総務部	資産班 (資産経営課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関する事。</li> <li>2 市庁舎内の通信全体の統括に関する事。</li> <li>3 国民保護措置関係機関との通信手段の確保に関する事。</li> <li>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関する事。</li> <li>5 庁舎の管理に関する事。</li> <li>6 庁舎電話及び庁舎放送に関する事。</li> <li>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 市有財産の被害対策に関する事。</li> <li>9 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>		契約班 (契約課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関する事。</li> <li>2 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	総務部	下関市行政組織規則の改正に準じた表記に修正
部	班 (担当課所)	班 の 所 掌 事 務																							
総務部	管財班 (管財課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関する事。</li> <li>2 市庁舎内の通信全体の統括に関する事。</li> <li>3 国民保護措置関係機関との通信手段の確保に関する事。</li> <li>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関する事。</li> <li>5 庁舎の管理に関する事。</li> <li>6 庁舎電話及び庁舎放送に関する事。</li> <li>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 市有財産の被害対策に関する事。</li> <li>9 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																							
	契約班 (契約課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関する事。</li> <li>2 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																							
部	班 (担当課所)	班 の 所 掌 事 務																							
総務部	資産班 (資産経営課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関する事。</li> <li>2 市庁舎内の通信全体の統括に関する事。</li> <li>3 国民保護措置関係機関との通信手段の確保に関する事。</li> <li>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関する事。</li> <li>5 庁舎の管理に関する事。</li> <li>6 庁舎電話及び庁舎放送に関する事。</li> <li>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 市有財産の被害対策に関する事。</li> <li>9 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																							
	契約班 (契約課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関する事。</li> <li>2 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																							
3	2	56	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部 長 市民部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課、市民相談所)</li> <li>人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所(各支所班)の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する事。</li> <li>2 各総合支所との連絡調整に関する事。</li> <li>3 安否情報の収集、整理に関する事。</li> <li>4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>5 被災者の相談に関する事。</li> <li>6 罹災証明書の発行に関する事。</li> <li>7 埋火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>8 市民活動団体との連携及び支援に関する事。</li> <li>9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関する事。</li> <li>10 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>11 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>2 罹災証明書の発行に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>3 人権啓発施設の被害対策に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部 長 市民部長		市民対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課、市民相談所)</li> <li>人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所(各支所班)の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する事。</li> <li>2 各総合支所との連絡調整に関する事。</li> <li>3 安否情報の収集、整理に関する事。</li> <li>4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>5 被災者の相談に関する事。</li> <li>6 罹災証明書の発行に関する事。</li> <li>7 埋火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>8 市民活動団体との連携及び支援に関する事。</li> <li>9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関する事。</li> <li>10 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>11 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>2 罹災証明書の発行に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>3 人権啓発施設の被害対策に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部 長 市民部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)</li> <li>人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所(各支所班)の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する事。</li> <li>2 各総合支所との連絡調整に関する事。</li> <li>3 安否情報の収集、整理に関する事。</li> <li>4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>5 被災者の相談に関する事。</li> <li>6 罹災証明書の交付に関する事。</li> <li>7 埋火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>8 市民活動団体との連携及び支援に関する事。</li> <li>9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関する事。</li> <li>10 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>11 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>2 罹災証明書の交付に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>3 人権啓発施設の被害対策に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部 長 市民部長		市民対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)</li> <li>人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所(各支所班)の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する事。</li> <li>2 各総合支所との連絡調整に関する事。</li> <li>3 安否情報の収集、整理に関する事。</li> <li>4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>5 被災者の相談に関する事。</li> <li>6 罹災証明書の交付に関する事。</li> <li>7 埋火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>8 市民活動団体との連携及び支援に関する事。</li> <li>9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関する事。</li> <li>10 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>11 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>2 罹災証明書の交付に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>3 人権啓発施設の被害対策に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	市民部	下関市地域防災計画の改訂(令和4年2月改訂)に準じた表記に修正		
部 長 市民部長																									
市民対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課、市民相談所)</li> <li>人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)</li> </ul>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所(各支所班)の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する事。</li> <li>2 各総合支所との連絡調整に関する事。</li> <li>3 安否情報の収集、整理に関する事。</li> <li>4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>5 被災者の相談に関する事。</li> <li>6 罹災証明書の発行に関する事。</li> <li>7 埋火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>8 市民活動団体との連携及び支援に関する事。</li> <li>9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関する事。</li> <li>10 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>11 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>2 罹災証明書の発行に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>3 人権啓発施設の被害対策に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								
部 長 市民部長																									
市民対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)</li> <li>人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)</li> </ul>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所(各支所班)の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する事。</li> <li>2 各総合支所との連絡調整に関する事。</li> <li>3 安否情報の収集、整理に関する事。</li> <li>4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>5 被災者の相談に関する事。</li> <li>6 罹災証明書の交付に関する事。</li> <li>7 埋火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>8 市民活動団体との連携及び支援に関する事。</li> <li>9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関する事。</li> <li>10 部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>11 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>2 罹災証明書の交付に係る市民班への応援に関する事。</li> <li>3 人権啓発施設の被害対策に関する事。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																								

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更 下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要																					
3	2	60	表中	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">農林水産対策部</td> <td>農林水産整備班 (農林水産整備課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設、水産関係施設の災害対策（所管施設の障害除去を含む。）に関する事。</li> <li>農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域、海岸保全区域及び漁港管理区域の応急対策に関する事。</li> <li>農地、林業及び水産防災関係機関との連絡・調整に関する事。</li> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設、水産関係施設の被害調査に関する事。</li> <li>林業の災害金融に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>市場流通班 (市場流通課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害時における生鮮食品の確保及び集荷対策に関する事。</li> <li>市場施設等の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	農林水産対策部	農林水産整備班 (農林水産整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設、水産関係施設の災害対策（所管施設の障害除去を含む。）に関する事。</li> <li>農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域、海岸保全区域及び漁港管理区域の応急対策に関する事。</li> <li>農地、林業及び水産防災関係機関との連絡・調整に関する事。</li> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設、水産関係施設の被害調査に関する事。</li> <li>林業の災害金融に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	市場流通班 (市場流通課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害時における生鮮食品の確保及び集荷対策に関する事。</li> <li>市場施設等の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">農林水産対策部</td> <td>農林水産整備班 (農林水産整備課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設及び水産関係施設の災害対策（所管施設の障害除去を含む。）に関する事。</li> <li>農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域、海岸保全区域及び漁港管理区域の応急対策に関する事。</li> <li>農地、林業及び水産防災関係機関との連絡・調整に関する事。</li> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設及び水産関係施設の被害調査に関する事。</li> <li>林業の災害金融に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>市場流通班 (市場流通課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害時における生鮮食品の確保及び集荷対策に関する事。</li> <li>市場施設等の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	農林水産対策部	農林水産整備班 (農林水産整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設及び水産関係施設の災害対策（所管施設の障害除去を含む。）に関する事。</li> <li>農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域、海岸保全区域及び漁港管理区域の応急対策に関する事。</li> <li>農地、林業及び水産防災関係機関との連絡・調整に関する事。</li> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設及び水産関係施設の被害調査に関する事。</li> <li>林業の災害金融に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	市場流通班 (市場流通課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害時における生鮮食品の確保及び集荷対策に関する事。</li> <li>市場施設等の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	農林水産対策部	下関市地域防災計画の改訂（令和4年2月改訂）に準じた表記に修正											
農林水産対策部	農林水産整備班 (農林水産整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設、水産関係施設の災害対策（所管施設の障害除去を含む。）に関する事。</li> <li>農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域、海岸保全区域及び漁港管理区域の応急対策に関する事。</li> <li>農地、林業及び水産防災関係機関との連絡・調整に関する事。</li> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設、水産関係施設の被害調査に関する事。</li> <li>林業の災害金融に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
	市場流通班 (市場流通課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害時における生鮮食品の確保及び集荷対策に関する事。</li> <li>市場施設等の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
農林水産対策部	農林水産整備班 (農林水産整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設及び水産関係施設の災害対策（所管施設の障害除去を含む。）に関する事。</li> <li>農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域、海岸保全区域及び漁港管理区域の応急対策に関する事。</li> <li>農地、林業及び水産防災関係機関との連絡・調整に関する事。</li> <li>農地、林地、農業用施設、林業用施設及び水産関係施設の被害調査に関する事。</li> <li>林業の災害金融に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
	市場流通班 (市場流通課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害時における生鮮食品の確保及び集荷対策に関する事。</li> <li>市場施設等の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
3	2	60	表中	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">観光スポーツ文化部</td> <td colspan="2">部長 観光スポーツ文化部長</td> </tr> <tr> <td>◎観光班 (観光政策課、観光施設課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>観光施設利用者等被災旅行者の把握及び避難・救護に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>園芸班 (園芸センター)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>園芸センター施設の安全確保・被害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興班 (スポーツ振興課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>体育施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>広域応援に係る臨時ヘリポートの設置・管理に関する事。</li> <li>被害対策活動に必要な体育関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>被害救助活動における体育施設の使用協力に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化振興班 (文化振興課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>被害救助活動における文化施設の使用協力に関する事。</li> <li>芸術・芸能・文化団体等関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	観光スポーツ文化部	部長 観光スポーツ文化部長		◎観光班 (観光政策課、観光施設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>観光施設利用者等被災旅行者の把握及び避難・救護に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	園芸班 (園芸センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>園芸センター施設の安全確保・被害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	スポーツ振興班 (スポーツ振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>体育施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>広域応援に係る臨時ヘリポートの設置・管理に関する事。</li> <li>被害対策活動に必要な体育関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>被害救助活動における体育施設の使用協力に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>		文化振興班 (文化振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>被害救助活動における文化施設の使用協力に関する事。</li> <li>芸術・芸能・文化団体等関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">観光スポーツ文化部</td> <td colspan="2">部長 観光スポーツ文化部長</td> </tr> <tr> <td>◎観光班 (観光政策課、観光施設課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>観光施設利用者等被災旅行者の把握及び避難・救護に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興班 (スポーツ振興課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>体育施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>広域応援に係る臨時ヘリポートの設置・管理に関する事。</li> <li>被害対策活動に必要な体育関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>被害救助活動における体育施設の使用協力に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>文化振興班 (文化振興課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>被害救助活動における文化施設の使用協力に関する事。</li> <li>芸術・芸能・文化団体等関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	観光スポーツ文化部	部長 観光スポーツ文化部長		◎観光班 (観光政策課、観光施設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>観光施設利用者等被災旅行者の把握及び避難・救護に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	スポーツ振興班 (スポーツ振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>体育施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>広域応援に係る臨時ヘリポートの設置・管理に関する事。</li> <li>被害対策活動に必要な体育関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>被害救助活動における体育施設の使用協力に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	文化振興班 (文化振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>被害救助活動における文化施設の使用協力に関する事。</li> <li>芸術・芸能・文化団体等関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>	観光スポーツ文化部	下関市行政組織規則の改正に準じた表記に修正
観光スポーツ文化部	部長 観光スポーツ文化部長																											
	◎観光班 (観光政策課、観光施設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>観光施設利用者等被災旅行者の把握及び避難・救護に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
	園芸班 (園芸センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>園芸センター施設の安全確保・被害対策及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>体育施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>広域応援に係る臨時ヘリポートの設置・管理に関する事。</li> <li>被害対策活動に必要な体育関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>被害救助活動における体育施設の使用協力に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
	文化振興班 (文化振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>被害救助活動における文化施設の使用協力に関する事。</li> <li>芸術・芸能・文化団体等関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
観光スポーツ文化部	部長 観光スポーツ文化部長																											
	◎観光班 (観光政策課、観光施設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>観光施設利用者等被災旅行者の把握及び避難・救護に関する事。</li> <li>食料・生活必需品・義援品等物資に係る産業振興班への応援に関する事。</li> <li>観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>部内各業務の調整・取りまとめに関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>体育施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>広域応援に係る臨時ヘリポートの設置・管理に関する事。</li> <li>被害対策活動に必要な体育関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>被害救助活動における体育施設の使用協力に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										
	文化振興班 (文化振興課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>被害救助活動における文化施設の使用協力に関する事。</li> <li>芸術・芸能・文化団体等関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>部内外他班への協力応援に関する事。</li> </ol>																										

下関市国民保護計画（本編）の変更 新旧対照表

令和4年10月変更

下関市総務部防災危機管理課

旧編	旧章	旧頁	旧行	旧（現行）	新（変更案）	関係部局・課所	変更概要
3	2	61	表中	<p>土木対策部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎土木班（道路河川建設課、道路河川管理課） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路・河川・橋梁及び海岸等の警備並びに応急措置に関すること。</li> <li>2 救出・救助に係る建設重機等の調達に関すること。</li> <li>3 避難路、緊急輸送路等重要道路施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>4 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策に関すること。</li> <li>5 土木対策の総括（部内各業務の調整・取りまとめ）に関すること。</li> <li>6 土木関係機関との連絡・調整に関すること。</li> <li>7 公共土木施設の被害対策及び被害状況調査に関すること。（所管施設の障害物除去を含む。）</li> <li>8 部内外他班への協力応援に関すること。</li> </ol> </li> <li>住宅政策班（住宅政策課） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市営住宅の安全確認調査及び被害応急対策に関すること。</li> <li>2 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。</li> <li>3 老朽危険空き家の被害状況調査に関すること。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関すること。</li> </ol> </li> <li>公共建築班（公共建築課、公共施設整備支援室） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有建物の安全確認調査（避難予定場所を含む。）及び被害応急対策に関すること。</li> <li>2 住家の被災情報の収集に係る税務班への協力に関すること。</li> <li>3 住宅の応急修理に関すること。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関すること。</li> </ol> </li> </ul>	<p>土木対策部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部長 建設部長</li> <li>◎土木班（道路河川建設課、道路河川管理課） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路・河川・橋梁及び海岸等の警備並びに応急措置に関すること。</li> <li>2 救出・救助に係る建設重機等の調達に関すること。</li> <li>3 避難路、緊急輸送路等重要道路施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>4 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策に関すること。</li> <li>5 土木対策の総括（部内各業務の調整・取りまとめ）に関すること。</li> <li>6 土木関係機関との連絡・調整に関すること。</li> <li>7 公共土木施設の被害対策及び被害状況調査に関すること。（所管施設の障害物除去を含む。）</li> <li>8 部内外他班への協力応援に関すること。</li> </ol> </li> <li>住宅政策班（住宅政策課） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市営住宅の安全確認調査及び被害応急対策に関すること。</li> <li>2 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。</li> <li>3 老朽危険空き家の被害状況調査に関すること。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関すること。</li> </ol> </li> <li>公共建築班（公共建築課） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有建物の安全確認調査（避難予定場所を含む。）及び被害応急対策に関すること。</li> <li>2 住家の被災情報の収集に係る税務班への協力に関すること。</li> <li>3 住宅の応急修理に関すること。</li> <li>4 部内外他班への協力応援に関すること。</li> </ol> </li> </ul>	建設部	下関市行政組織規則の改正に準じた表記に修正
3	4	82	16	<p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<a href="http://www.city.shimonoseki.yamasuchi.lg.jp">http://www.city.shimonoseki.yamasuchi.lg.jp</a>）に警報の内容を掲載する。</p> <p>市長（市対策本部）</p> <p>市は、ホームページ（<a href="http://www.city.shimonoseki.yamasuchi.lg.jp">http://www.city.shimonoseki.yamasuchi.lg.jp</a>）に警報の内容を掲載 警報の伝達にあたっては、防災行政無線のいかり拡声器を活用すること等により行う</p>	<p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<a href="https://www.city.shimonoseki.lg.jp">https://www.city.shimonoseki.lg.jp</a>）に警報の内容を掲載する。</p> <p>市長（市対策本部）</p> <p>市は、ホームページ（<a href="https://www.city.shimonoseki.lg.jp">https://www.city.shimonoseki.lg.jp</a>）に警報の内容を掲載 警報の伝達にあたっては、防災行政無線のいかり拡声器を活用すること等により行う</p>	防災危機管理課	市ホームページのアドレス変更に伴う更新